

入金明細ご案内サービス利用規定(2020年3月改定)

1.(取引内容の通知)

入金明細ご案内サービス(以下「本サービス」といいます)は、入金明細ご案内サービス利用 申込書(以下「申込書」といいます)により指定された方法によりご指定預金口座(以下「指定口座」といいます)への入金、振込入金等の明細を通知します。

2. (通知内容の変更)

当行が通知を行った後に取引内容の変更があった場合に、既に通知した内容について変更または取消をすることがあります。

3. (取扱手数料)

(1)本サービス利用に関する取扱手数料は、当行所定の料率と計算方法により1か月分(消費税を含みます)を後払いの方法で、毎月当行所定の日にお支払いください。

(2)取扱手数料の支払方法は、預金口座振替の方法によるものとします。この場合、支払指定口座からの引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

4. (申込内容の変更)

本サービスの申込内容を変更する場合は、直ちに当行所定の申込書により届出ください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、申込書で指定されたご利用期間中に申込内容の変更をされる場合は、届出以降の通知について変更後の内容でお取扱します。

5. (解約)

(1)申込書で指定すべき利用期間が指定されていない場合は、本サービスの利用は、当事者の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の申込書によるものとします。

(2)申込書で利用期間が指定されている場合、当行は当該利用期間の最終日の翌営業日をもって自動的に解約されたものとして手続を行います。

(3)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着いかんにかかわらず当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

手形交換所の取引停止処分を受けた場合

支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

前記5.(3) 及び その他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合

解散その他営業活動を休止した場合

前記3.(1)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合

申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます。)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

6. 規定の変更

(1)当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(2)本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上